

6月1日は 人権擁護委員の日

人権擁護委員法が昭和24年6月1日に施行されたことを記念し、毎年6月1日を「人権擁護委員の日」として、全国一斉に人権相談の活動が行われます。市でも特設相談所を開設します。

家庭内のもめごとや隣近所とのトラブル、いじめや差別などについて、気軽に相談してください。相談は無料で、秘密は固く守られます。

●期日	6月1日(木)
●時間	午前10時～午後3時
●会場	市総合福祉センター
福岡法務局筑紫支局では、職員が毎日（土・日曜日、祝日を除く）、人権擁護委員が月・水・金曜日に相談を受けています。	
全国共通人権相談ダイヤル	☎ 0570(003)110

※定例の人権相談を広報「大野城」の毎月15日号に掲載しています。

人権擁護委員は、全ての人の人権が正しく守られるように、人権を侵害された人の救済や人権相談の他、活動に取り組んでいます。

地区	住所	氏名
南	緑ヶ丘	いせき 井石 昭男
	平野台	なかむら 中村 恵子
中央	下大利	まえかわゆ 前川由美子
	下大利団地	よしもと 吉本 光男
東	大城	いしまる 石丸 礼子
	大城	たかはし 高橋 光治
北	筒井	ほんだ 本多 桂子
	仲畠	しぶた 濵田 秀美

特設相談所

最大50万円を補助します

●対象となる建物

て満たすもの

◇老朽化した危険な建物で使用

されていない空き家

◇木造または軽量鉄骨造で居住

用の建物

◇所有権以外の他の権利が設定

されていない建物（権利者か

ら承諾を受けた場合を除く）

◇賃貸借契約が締結されていな

い建物

◇市の老朽危険度判定基準の評

定100点以上の建物

●問い合わせ先

生活安全課

☎ (580) 1897

※定例の人権相談を広報「大野城」の毎月15日号に掲載しています。

所有する空き家・空き地 適正に管理していますか

雑草が伸びる季節になりました。

空き家の庭や空き地の管理を怠ると、雑草が繁茂し、火災、犯罪、害虫などの発生原因となり、近隣住民の迷惑になります。

所有者（管理者）は、空き家・空き地の状況を定期的に確認して、雑草やごみの除去など、清潔な生活環境を保持できるよう、適正な管理に努めてください。

空き家の売却・活用を希望している人と、空き家を利用したいと考えている人とのつなぐ、大野城市空き家バンクを設置しています。

空き家バンクを経由して売却などをする際は、契約が適正なものとなっているか、市と市が協定を結んだ複数の不動産業者で確認するため、安心して取引ることができます。相続登記や、残っている家財の整理も同時に相談できるので、売却や活用を検討している人は気軽に相談してください。

●申請方法

直接提出

※申請前に事前相談が必要です。

●補助金額

除却工事費の2分の1

で、50万円が上限

◇法人◇暴力団および暴力団員と密接に関係のある者◇市税滞納者

※次的人は対象外

●対象者

建物の所有者・相続人

●問い合わせ先

生活安全課

☎ (580) 1897